## くまとり中ブロック地域教育協議会会則

制 定 平成14年10月28日

(名称)

第1条 この協議会は、くまとり中ブロック地域教育協議会(以下「協議会」という) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、熊取町立熊取中学校区(以下「中ブロック」という)内のすべての子ども達の健やかな成長をはぐくむとともに、住民相互の交流を通じて地域教育コミュニティーを構築することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 各構成員・構成団体相互の情報交換及び連携の充実
  - (2) 地域教育諸活動の活性化
  - (3) 家庭教育支援、学校教育活動支援の活性化
  - (4) 地域教育のための人材の育成

(専門部会)

第4条 前条の目的達成のため、協議会に専門部会を置くことができる。

(協議会の構成)

- 第5条 協議会は、次の者をもって構成する。構成員を協議員という。
  - (1) ブロック内小中学校PTA代表
  - (2) ブロック内小中学校代表
  - (3) 熊取町青少年指導員連絡協議会熊取中学校区代表
  - (4) ブロック内各小学校区福祉委員会代表
  - (5) 熊取町民生委員児童委員協議会ブロック内各小学校区代表
  - (6) 熊取町こども会育成連絡協議会ブロック内各小学校区代表
  - (7) 地域コーディネーター、その他、会長が必要と認める者

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員をおく。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
- 2 会長は協議員の互選により定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は協議員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は 妨げない。また、後任者が選任されるまでの間その職務を行うものとする。
- 2 欠員補充により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 協議会は会長が招集し、協議会の議長は、会長がこれを務める。
- 2 会議は、構成員総数の2分の1以上の出席を要し、次に掲げる事項は出席者のその 過半数をもって決する。
  - (1) 協議会会則の変更
  - (2) 協議会の事業に関すること

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、生涯学習推進課が行う。

(委 仟)

第10条 この会則に定めのない事項については、必要があればその都度協議会において 定める。

## 附 則

- この会則は、制定の日から施行する。
- この会則は、平成16年7月 2日から施行する。
- この会則は、平成17年5月30日から施行する。
- この会則は、平成21年6月10日から施行する。
- この会則は、平成27年6月 2日から施行する。
- この会則は、令和 2年4月 1日から施行する。